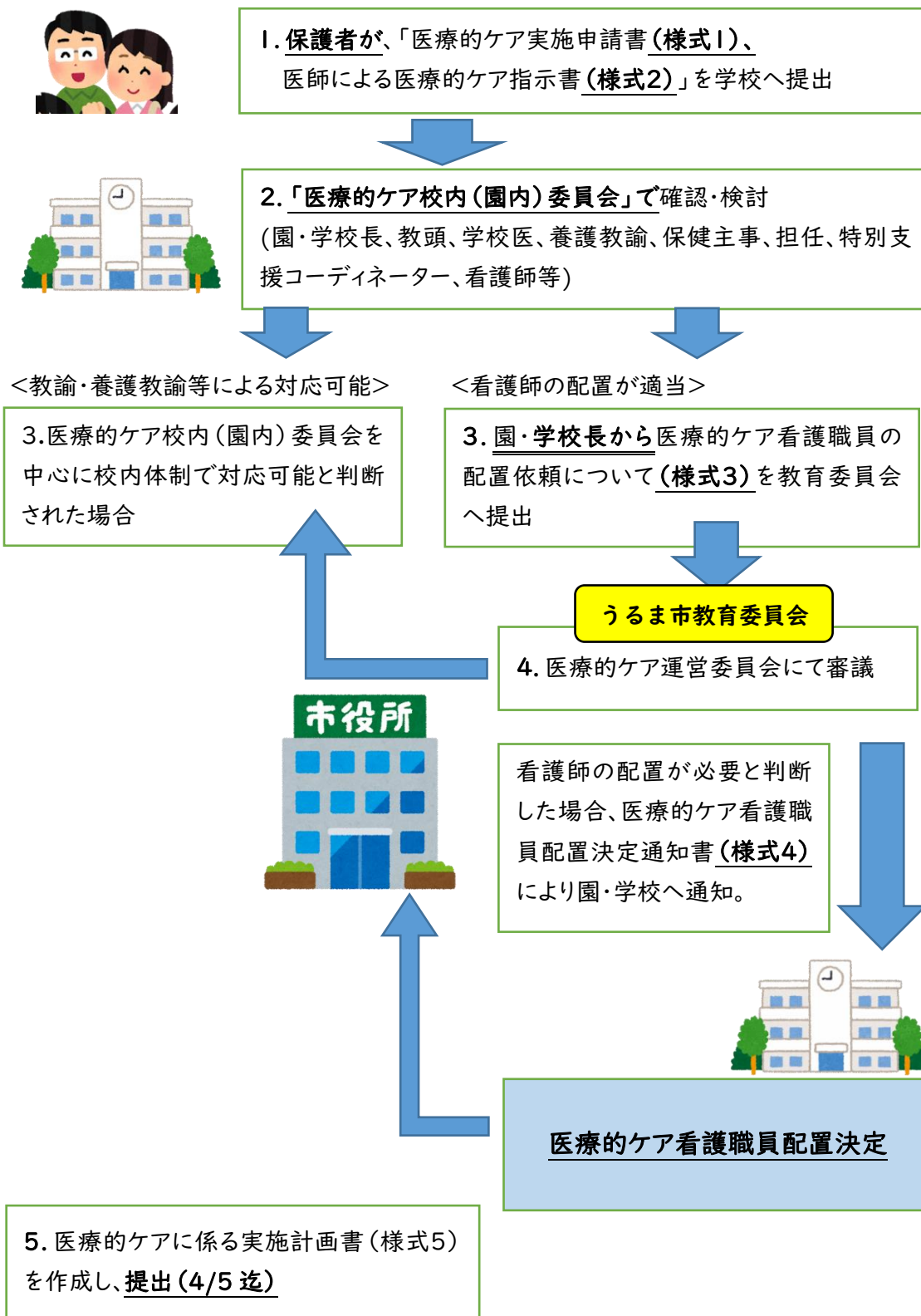


医療的ケア看護職員（看護師）配置申請の流れ



医療的ケア看護職員（看護師）配置決定後

1—①. 看護師配置開始年度

学校長は、医療的ケア看護職員の配置前に主治医、保護者、園・学校職員、看護師、教育委員会で面談し、対象児童生徒に対する医療的ケアの内容と範囲を確認する。

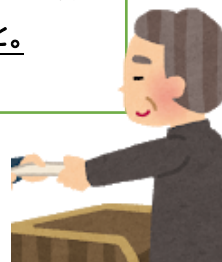
1—② 継続の場合

毎年度、春休みに確認書（様式6）・必要に応じて個別のマニュアル等を作成し、共通理解を図る。（医療的ケア校内委員会で情報共有及び確認、必要に応じ教育委員会担当同席）



2. 保護者は、当該児童生徒の状態・状況について、医療的ケア実施連絡票に記載し、看護師や担任を経て、学校長に提出すること。

※当日の状態・状況について特に留意する事項が生じている場合は、連絡票に記載するとともに、担任、養護教諭、看護師に口頭でも連絡すること。連絡を受けた者は、学校長へ報告すること。

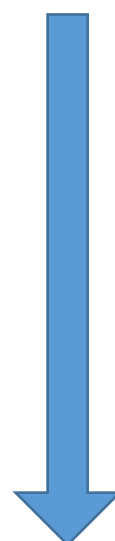


3. 看護師による医療的ケアの実施

- (1) 就業時間において、当該児童生徒の毎日の状態・状況に応じて、主治医の指示に基づき、必要に応じて医療的ケアを行う。
- (2) 実施した医療的ケアの内容等を医療的ケア実施連絡票に記載し、学校長に報告をした後、保護者に実施状況の写しを提供し知らせる。



4. 看護師は、毎月 1 日から末日までの月別業務実施報告書（様式 8）を、翌月 10 日までに教育委員会へ提出すること。



5. 学校長は、医療的ケア実績報告書（様式第11）を当該年度の3月 25 日までに教育委員会に提出するものとする。

<留意事項>

※担任、保護者、主治医、学校医、養護教諭、看護師は、連携を図り医療的ケアが円滑に行えるよう努める。

※保護者は、常に連絡が取れるように連絡先などを学校に明示し、緊急時等に必ず対応できるようにする。

※医療的ケアに要する医療器具などは、原則として保護者が準備すること。

※医療的ケアの内容などを変更する場合には、保護者は速やかに学校長に届け出るものとする。

※全項の届け出を受けた学校長は、変更後の実施計画書（様式5）を教育委員会へ提出することとする。

※保護者の申請の下、必要に応じて医療的ケア確認及び協力願い書（様式7）を主治医へ提出し、保護者等・児童生徒同伴の下、看護師が主治医から当該児童生徒の個別の医療的ケアについて、説明、指導・助言を受ける機会を設ける。

※学校は、校内における感染症の予防、安全・衛生面の管理に十分留意する。

※学校は事故を想定した緊急時対応マニュアルを作成し、緊急時対応訓練を定期的に行うこととする。

※インシデント・ヒヤリハット事案が起こった場合は、医師の指導助言の下、評価・検証を行うものとし、その結果は速やかに学校長を通じ、教育委員会へ報告することとする。（書式自由）

※学校長は、必要に応じ、医療的ケア実施報告書（様式9）を作成し、主治医へ年間の実施経過などの報告を行い、情報交換を図るものとする。

※学校長、医療的ケアを受けていた児童生徒が医療的ケアを必要としなくなった場合や転出等により、医療的ケアを終了又は停止することができるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。（様式10）

※教育委員会は、前項の申請書を受けた場合、医療的ケア終了決定書を保護者へ提出する。
（様式10-2）

※医療的ケアを受けていた児童生徒の保護者は、医療的ケアの内容に変更がない場合であっても、年度毎に申請の手続きを行うこと。